

平成 15 年 7 月 23 日

文化審議会著作権分科会
司法救済制度小委員会御中

コンピュータソフトウェア著作権協会
専務理事 久保田裕

いわゆる「三倍賠償制度」の導入について

昨年より貴委員会で議論されています「損害賠償制度の強化」に関して、デジタル化・ネットワーク化の進展に鑑み、以下のとおりの提案をしたいと思います。

1 提案内容

現行の損害賠償制度とは異なる、著作権侵害を抑止するための独自の制度として、倍額賠償制度の創設を提案する。規定のイメージは以下のとおり。

「裁判所は、故意（又は重過失）により著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し、損害の額の二倍以内の額の賠償を認定することができる。」

（参考）「著作権及び隣接権に関する法律草案 126 条 2 項」（昭和 41 年 10 月、文部省文化局試案）
「著作権者又は著作隣接権者は、故意又は過失によりその著作権又は著作隣接権を侵害した者に対し、その著作権又は著作隣接権の行使につき受けるべき金銭の額の倍額に相当する額を自己が受けた損害の額として、その賠償を請求することができる。」

（理由の概要）

- ① デジタル化・ネットワーク化により、著作権侵害の量は飛躍的に増加しているというのが権利者サイドの実感であり、現行の刑事罰規定だけで十分な抑止的效果が働いているとは思われないこと。
- ② 刑事罰規定の改正等だけでは十分な抑止的效果は期待できないこと。
- ③ 我が国の損害賠償制度の基本原則と相容れないという指摘があるが、すでにいくつかの制度で例があるように、権利侵害の実態や保護法益の性質等に応じて、立法上の必要があるなら、「独自の制度」として金銭賠償制度を創設することは許されるのではないかと考えること。
- ④ 積極的に権利行使をした者に損害以上の利益を帰属させたとしても、必ずしも不公平とはいえないと考えること。

2 著作権侵害の抑制手段の必要な理由

○デジタル化・ネットワーク化により、著作権侵害の量は飛躍的に増加しているというのが権利者サイドの実感。特に、特にネットワーク上ではあらゆる種類の著作物の著作権侵害が平然と行われている。

⇒ 刑事罰以外にも抑制手段が必要なのではないか。

(具体例)

【ファイル交換ソフト・サービスを利用するもの】

→刑事罰の適用例あり（平成14年3月22日、罰金40万円の略式命令）

[illegible]

昨日（7月22日10時45分）にファイル交換ソフトで公開されている「Windows XP」のファイルを検索したもの。

⇒83ファイルが検索にヒットしており、その時点で約80くらいのファイルが公開されていることがわかる。

その他にも、ファイル交換ソフトを利用して多様なコンテンツ（ゲームソフト、劇場公開映画、コミック、イメージビデオ、写真集、音楽等）が公開されている

(ゲームソフト)

「PS2」で検索 (808 件ヒット)

(劇場公開映画)

「踊る大捜査線」「2」で検索 (34 件ヒット)

(コミック)

「一般コミック」で検索 (998 件ヒット)

(芸能人のイメージビデオ)

「[IV]」で検索 (521 件ヒット)

(写真集)

「写真集」「吉岡美穂」で検索
(130 件ヒット)

(音楽)

「サザンオールスターズ」「勝手にシンドバット」で検索 (87 件ヒット)

【オークションサイトを利用した海賊版の販売】

→プログラム関係だけでも多くの刑事罰の適用例あり（協会会員に関するものだけでも2001年5件、2002年7件）



昨日(7月22日)におけるヤフーオークションでの例。「CD とシリアルのみ販売」「金額から内容にご理解頂ける方のみ」等の表現がされている場合には海賊版の販売であることが多い。

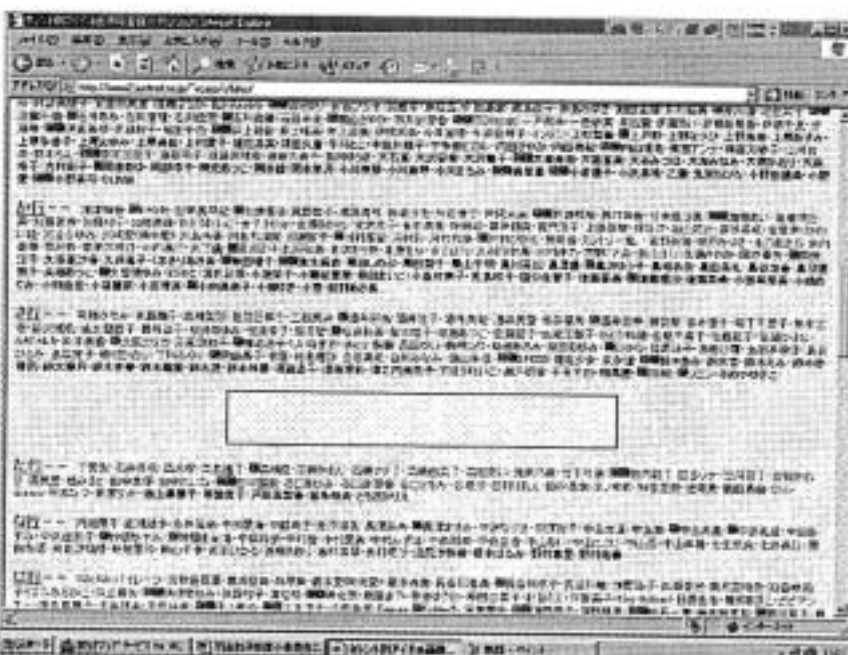


【ホームページでのアップロード】

→当協会が捜査協力しただけでも2000年1件、2001年2件、2003年1件の
刑罰適用例あり。

ファイル名	アップロード日時	アップロード者	ファイルサイズ	ステータス
07月21日 TRY 結城新造(1-2)	07月21日	TRY	8B	0 [著作権] 10人
07月21日 koon 結城新造(1-2)	07月21日	koon	OTHER	6 [著作権] 10人
07月21日 SPH030AH 結城新造(1-2)	07月21日	SPH030AH	GBA	7 [著作権] 10人
07月21日 久野 結城新造(1-2)	07月21日	久野	GBA	10 提供終了
07月21日 HAK 結城新造(1-2)	07月21日	HAK	GBA	6 提供終了
07月21日 久野 結城新造(1-2)	07月21日	久野	GBA	6 提供終了
07月21日 koon 結城新造(1-2)	07月21日	koon	GAME	8 [著作権] 10人
07月21日 TRY 結城新造(1-2)	07月21日	TRY	GBA	10 提供終了
07月21日 koon 結城新造(1-2)	07月21日	koon	OTHER	16 [著作権] 10人
07月21日 koon 結城新造(1-2)	07月21日	koon	OTHER	12 [著作権] 10人
07月21日 koon 結城新造(1-2)	07月21日	koon	OTHER	10 提供終了
07月21日 HAK 結城新造(1-2)	07月21日	HAK	GBA	10 提供終了
07月21日 TEST人 結城新造(1-2)	07月21日	TEST人	GAME	2 [著作権] 10人
07月21日 HAK 結城新造(1-2)	07月21日	HAK	GBA	6 提供終了
07月21日 TRY 結城新造(1-2)	07月21日	TRY	GBA	10 提供終了
07月21日 雲 結城新造(1-2)	07月21日	雲	GAME	6 提供終了
07月21日 雲 結城新造(1-2)	07月21日	雲	GAME	3 提供終了
07月21日 雲 結城新造(1-2)	07月21日	雲	GAME	3 提供終了
07月21日 雲 結城新造(1-2)	07月21日	雲	GBA	6 提供終了
07月21日 HAK 結城新造(1-2)	07月21日	HAK	GBA	6 提供終了

昨日(7月22日)見つけたホームページでゲームソフトがアップロードされている例。

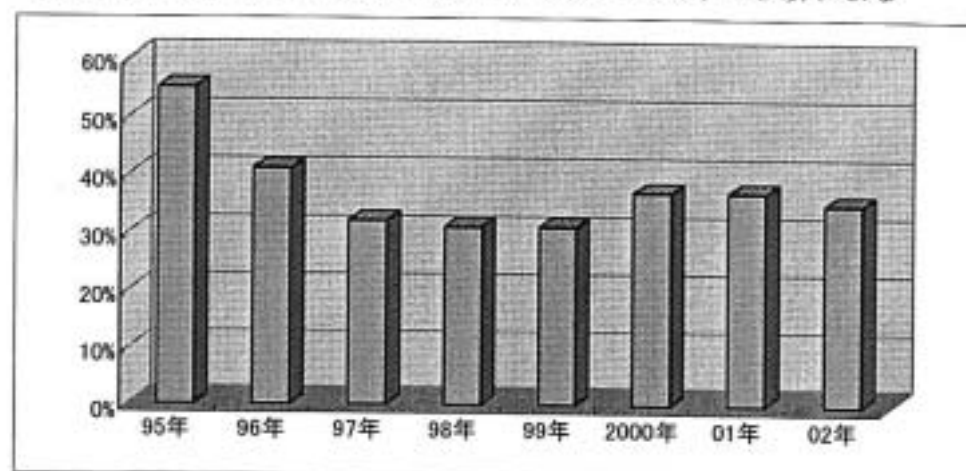


芸能人の写真集等から
スキャニングした写真
へのリンクサイトの例

【ソフトウェアのインストール・使用】

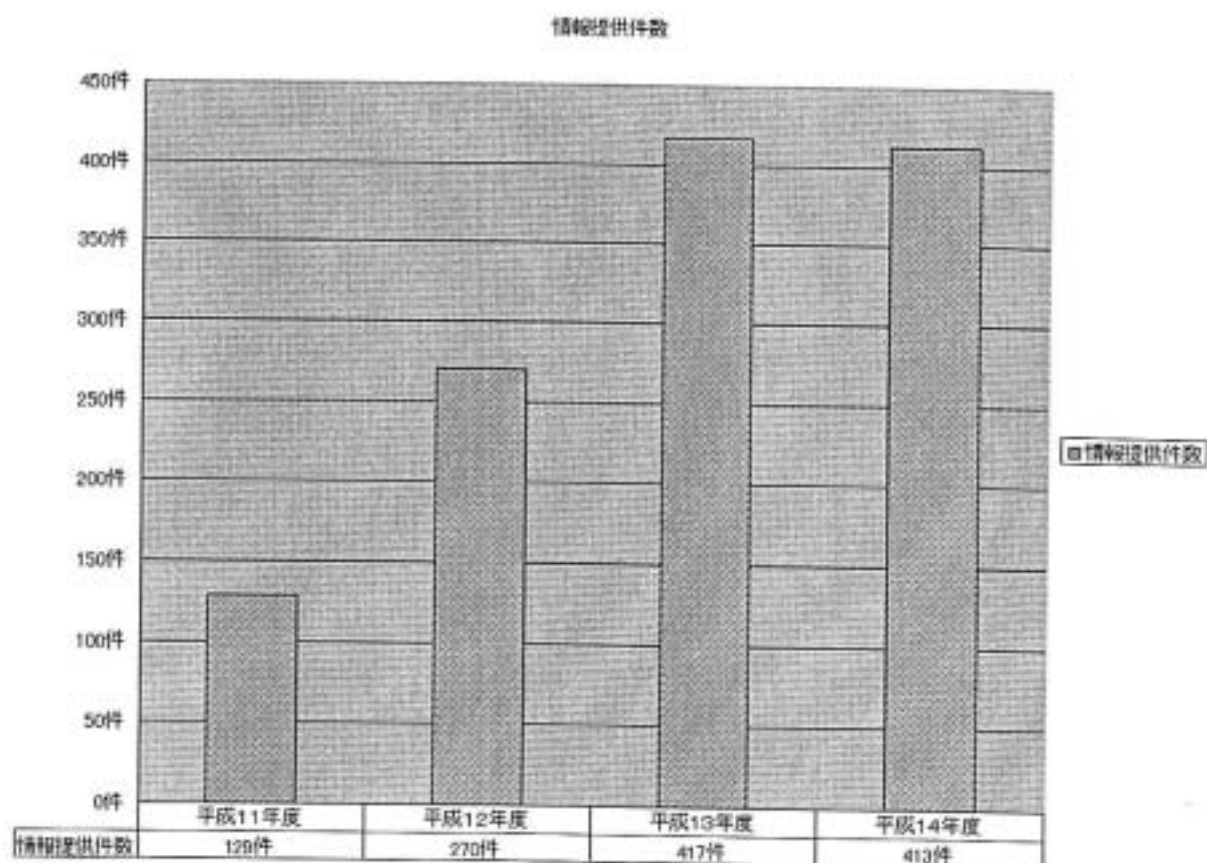
→刑事罰の適用例はこれまでにない。

(推定量) BSA (ビジネスソフトウェアアライアンス) の試算による

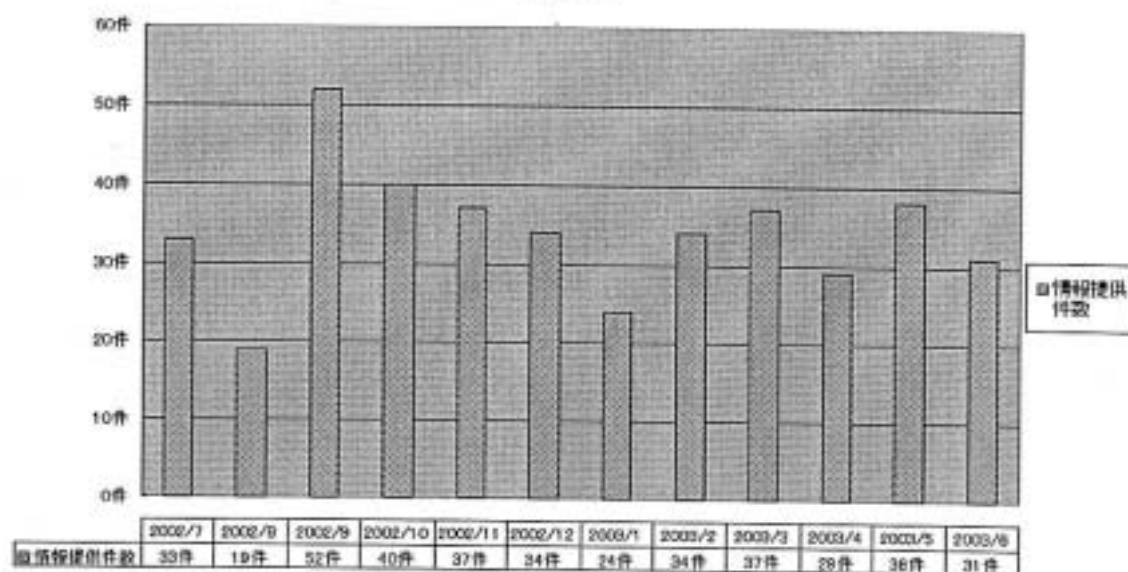


違法コピー率は、啓発活動や現行法内での民事的な損害賠償請求により減少してきたが、3割を切ることはできない状況である。

(協会に寄せられるソフトウェアの不正使用に関する情報受付数の推移)



情報提供件数



(最近の情報受付数の変化 月別)

3 権利者への金銭賠償制度にするべき理由

○刑事罰との関係

違法行為の抑止的効果や一般予防効果は専ら刑事罰の規定やその適用により果たすべきであるとの指摘があることは承知している。

しかし、現在の状況が抑止的効果が十分には働いていない状態であるということを前提として、刑事罰によって抑止的効果を上げるためには、刑事罰の適用数を多くするか、適用される刑を上げるかどちらしかないと思われるが、これらが現実として可能なのだろうか。

(最近の知的財産法違反での検挙件数) 警察庁の発表資料から作成

検挙件数	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
商標法	302	342	517	442	482	382	504	417
不正競争防止法	32	43	99	56	23	13	22	42
著作権法	458	512	348	433	588	296	304	187
特許法	2	2	0	0	0	0	1	3
意匠法	8	2	0	2	0	0	0	7
実用新案法	0	0	0	0	0	0	1	1

検挙人員	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年
商標法	168	275	373	316	254	250	252	253
不正競争防止法	34	14	21	2	0	15	14	19
著作権法	135	172	127	171	138	142	136	82
特許法	4	2	0	0	0	0	2	7
意匠法	15	10	0	2	0	0	1	10
実用新案法	0	0	0	0	0	0	0	2

※特許法・意匠法・実用新案法では平成10年の改正により非親告罪としたが、それによって特に刑事罰の適用数に変化があるという結果にはなっていない。また、非親告罪の商標法と親告罪である著作権法の間で刑事罰の適用数に大きな違いは見られない。

(プログラム関連の侵害罪での適用刑) 協会が捜査協力したもの

	罰金刑				懲役刑	その他	不明
	20万円未満	20万円以上50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上			
5年	0	8	0	0	3	0	2
6年	0	3	6	0	0	1	3
7年	1	4	1	0	6	3	2
8年	0	3	3	0	0	0	5
9年	3	11	2	0	7	2	5
10年	1	16	3	0	7	0	10
11年	0	6	2	0	12	1	8
12年	1	9	1	0	1	3	8
13年	2	1	0	0	6	2	8

※平成8年の著作権法改正により、罰金刑の上限が100万円から300万円まで引き

上げられたが、それによって特に適用された罰金刑が上がった傾向にあるということはない。

○損害賠償制度との関係

不法行為に基づく損害賠償請求において、「権利者の損害を超えた賠償を認めることはできないという我が国の損害賠償制度の基本原則」と相容れないという指摘があることは十分理解している。

しかし、権利侵害の実態や保護法益の性質等に応じて、立法上の必要があるなら、「独自の制度」として金銭賠償制度を創設することは許されるのではないだろうか。

現行法下においても、「キセル乗車」(鉄道営業法等)、「路上駐車場の無断駐車」(駐車場法等)、「賃金等の不払い」(労働基準法等)、「失業給付金の不正支給」(雇用保険法)、「公営住宅の明け渡し請求後の家賃」(公営住宅法)では、抑止的效果を得るために、実質的に、損害を超えた賠償を認める制度が設けられている。このことから提案のような制度が正当化されるわけではない。しかし、現行法の下であっても、これらの制度と同程度の抑止的效果を得る必要があるなら、独自の制度として損害を超えた賠償を認める制度を創設することは、少なくとも、不可能ではないことを示しているのではないだろうか。

○実際の損害よりも多くの利益を帰属させてしまうこととの関係

提案しているような損害を超えた賠償を認める制度については、権利者(被害者)が損害以上の利益を得る根拠がないとの指摘がある。

実際の権利者が逸失利益以上の利益が帰属することを積極的に必要であると主張しているわけではないが(権利者は、刑事罰とは別の抑止的效果を有する制度を求めているにすぎないので、金銭賠償制度というこの提案に代わる制度があれば是非提案して頂きたい。)、権利者に帰属させることにも合理性はあると思う。

わが国では知的財産戦略大綱を定め、国家戦略として知的財産の創造・保護・活用を推進することが宣言されている。知的財産を積極的に「活用」するには、権利者が自ら権利の上に眠らずに積極的に行使することが求められる(ライセンス契約を締結する場合には、その反面として締結せずに利用している者への対処が少なくともビジネス上は求められる。)。しかし、現在は、著作権侵害が目前にあったとしても権利者は費用対効果を考えて権利行使を控えている場面が少なくない。このような躊躇をなくすことにつながるという意味では権利者に帰属させるのにも合理性はあるのではないだろうか。また、訴訟の提起・追行には、弁護士費用以外にも多くのコストがかかるが、まさに「一罰百戒」の効果のある制度について、自らの費用とリスクによって活用する者には、それを補填する十分なリターンがあっても何もおかしくはない。これがなければ、合理的経済人である権利者は、誰かの「一罰」にフリーライドすることを考えることになってしまうからである。

以上